

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コトボ幡ヶ谷九〇四 電話(03)3337714649 FAX(03)32299153367  
振替 〇〇一〇〇一九一五八四三二 労金 東京労金本店 No.11541663

購読料 月額 600円 6カ月前納制

### 〈むくじ〉

#### ■巻頭言■

採用差別事件最終弁論を傍聴して 川端 一男……………2

JRは東京地裁和解勧告に従え！……………2

——六・二六中央総決起集会のご案内——

十五年の想いを一〇分で陳述……………3

資料1 「国鉄改革の黒い影」 小松原登美子……………3

資料2 はやく制服姿を子供達に見せたい 杉山 均……………5

資料3 和解勧告を教宣し、組織強化に奮闘を 国労中央闘争委員会……………6

資料4 「和解の席」に着くことを要望（東京地裁の意見）……………7

資料5 和解の席につくことを表明（国労コメント）……………7

資料6 不当労働行為責任なし、和解の余地なし（JR北海道会社コメント）……………7

資料7 JRの不当労働行為責任は労組法により明白（中労委の理論構成）……………8

五・二八東京地裁結審・和解提案と国鉄闘争 佐野 修吉……………9

『戦後憲法体制の危機と岩井章さん』……………13

——岩井さんを追悼する関西集会のご案内——

橋本行革「財政方針」の問題点 政策研究班……………14

読者からのおたより……………16

# 旬刊 社会通信

NO. 673

一九九七年六月二一日号

一九九七年六月二一日発行  
（毎月一日・二一日・三十一日三回発行）

## ■巻頭言■

## 採用差別事件最終弁論を傍聴して

旭川市 川端 一男

五月二八日東京地裁にて、北海道・九州採用差別事件の最終弁論が、ロッキード事件の田中角栄元首相以来一〇三号大法廷で開かれた。

十三時三〇分からの開廷にあたり共闘の仲間を始め国労組合員・家族約一〇八七名が、傍聴券を求め熱い思いを込め整然と隊列を組み、五九名の一般傍聴枠をすべて獲得し関係者に配分された。

重々しい大法廷の中で、最初に会社側の西代理人は、相変わらずの改革法二十三条の解釈について、使用者概念の拡張であり、責任の帰属・不当労働行為の成否を審議・判断することはないと主張を繰り返す不遜な態度を取り続けている。

これに対して、菅野公益委員は労組法七条・二七条に基づいた命令であること、採用の仕組みは改革法二十三条により実施され、不当労働行為の明確さから同一性・責任論があることを明確に反論した(資料7参照)。

労働法学の権威である菅野公益委員の労働法・憲法に照らし合わせた毅然とした立証は、傍聴していた私にとっても、今後の法廷闘争の決定的流れとなる感じが強く伝わってきました。

差別を受けた当該者の陳述は、家族や仲間の苦悩も含めた生々しい実態が訴えられ、北海道(音威子府・杉山氏)、九州(筑豊・小松原氏)の地にあつて、様々な差別・選別が国労組合員と言っただけで徹底して実施され、有能な技術を持っている労働者の事実上の「首切り」が強行された内容は、中曽根元首相が内外に明言している「闘う労働組合潰しだった」ことと、「一人の労働者も路頭に迷わせないと」言った大嘘」を完璧なまでに法廷の場で立証できたと思う。

六名の弁護士からも理路整然とした弁論がなされ、国労に対する差別・不当労働行為は改革法二十三条を最大限に悪用した、史上最大の団結権侵害であり「原告JR各社に責任あり」と言う事実を法理的に看破され、かつ又、異例とも言える萩尾裁判長の文書による「早期解決を目指す和解の表明」は非常に大きな重みのある内容と受け止めた。

十年間にわたる国鉄労働組合の正義の闘いを不屈に貫き通した組合員・家族と支援していただいた幅広い共闘の諸団体・個人の皆様の運動がなければ今日の結果は生まれなかつたと痛感した。

地裁にては五月二八日をもって結審となり、今後JR会社の動向次第では、話し合い又は中間判決となるが、闘いはこの間の運動の積み上げにより、強大な権力の入口をようやく開いた段階であると思う。

継続した大衆運動の積み重ねを更に強化し、総ての労働者が安心して「働き続け・生活できる」条件の確立のためにも地域の仲間と共に、国鉄闘争の全面解決をめざす決意を申し上げ不十分だが感想としたい。

JRは東京地裁和解勧告に従え！ 六・二六中央総決起集会

☆とき 九七年六月二六日(木) 午後六時 ☆ところ 東京・日比谷野外音楽堂

## 十五年の想いを一〇分で陳述

国鉄「分割・民営化」から十年、私たちの「解雇撤回」の闘いもこの春から十一年目を迎えました。九七年五月二八日、国鉄闘争の大きな節目となる北海道・九州採用差別事件の公判が東京地裁で行われ、結審されました。

当日、私は北海道の闘争団員五〇〇名の代表として法廷に立ち、国鉄に就職してからの思い、とりわけこの十年の生き様を訴えることが出来ました。私に与えられた持ち時間は一〇分。この限られた時間の中で十年の思い（ヤミ・カラから十五年近く）をどれだけ訴えられるのか、そして志半ばで亡くなられた九名を含めた全国の闘争団員、家族の気持ちを伝えることが本当に出来るのか不安でいっぱいでした。

私は緊張と責任の重さで震える手に原稿を持ち、とりあえず落ちついて読み上げようと声を出しました。しかし、文字を目で追う度に国鉄時代一緒に仕事をした仲間、清算事業団に入れられ泣く泣く故郷を離れていった仲間達の顔が次々と頭の中を駆け巡ります。そして、心配をかけたまま亡くした両親の顔と子供達の顔が浮かんで来た時には気持ちの高ぶりを抑えることが出来ませんでした。

審理を結ぶに当たって萩尾裁判長は意見を述べ、「十年の歳月を考えると、解決を図る時期」と和解を勧告したのに併せ、即時に「和解拒否」という不遜な態度を取り続けるJRに対して戒めの発言を行う等、解決に向けての流れが、その速度を増していることを実感しました。

東京地裁を取り囲む一〇〇〇名を超える仲間達の支えがあつて、法廷での陳述という肩の荷を一つ降ろすことが出来ました。私たちには「全面解決」という大きな荷物がまだ残っています。六月末のJR東日本株主総会、八月の国労全国大会、一〇月の団結まつりと、大きな取り組みに併せ、この夏から秋へと、政府を動かすJRを追いつめる。そして、東京地裁に公正な判決を求めて大衆行動を強めていくことが、世論を動かす大きな原動力となると確信しています。

全国三万の国労組合員が一つになり、そして全国の働く仲間と手を取り合い、一日も早く勝利の日を迎えたいと思います。  
(国労音威子府闘争団 杉山 均)

資料1 陳述書・小松原登美子

### 「国鉄改革の黒い影」

一、私が中学一年の時、国鉄マンだった父が死に、その後母はずいぶん苦労して私たち三人を育ててくれました。長女だった私は、国鉄なら定年まで働いて母と一緒に暮らせると思ひ、期待と希望をもって、昭和四一年三月高校を卒業と同時に国鉄直方自動車営業所に入社しました。それから二〇年、国鉄のカラーを守り、誇りをもって与えられた仕事を一生懸命頑張つて働いて来ました。

二、ですが、昭和六〇年十二月を最後に、車掌の仕事ができなくなりました。

その時、当局は国鉄バスに残り、新会社で働くには、転換教育を受け、貸切バスのガイドになる様にと提案してきました。それがダメなら国鉄を辞めてもらいますと、二つに一つの選択をせまりました。それもガイド教育を受けるには、二ヶ月半の全寮制の学園に入ることが条件でした。当時ほとんどの女性が既婚者で、皆小さい子を抱えていたり、年老いた姑を抱えていて、二ヶ月半も家をあけられる状態ではありませんでした。それでも国

鉄に残り新会社で働き続ける事ができると信じて、九州各地の営業所から二二名の女性が、昭和六一年一月十三日、悲壮な覚悟で門司の鉄道学園に入りました。もちろん全員が国労組合員です。普通、民間のガイド教育は、二三年かかると言われています。それを二ヶ月半で、県内外はもちろん、九州一周まで仕上げるといふ強行スケジュールでしたから、病人が続出しました。試験と言ってはバスの中に一人ずつ呼びつけ、前にたたせて、一〇人程の管理者がよつてたかつてあらゆる罵声を浴びせ、泣きだすまでやめない陰湿ないじめが続きました。私たちは、福岡県弁護士会の人権擁護委員会に訴え、当時マスクミにも取り上げられました。

三、家族を犠牲にし、身体をこわしてまで頑張った二ヶ月半のガイド教育でしたが、実際に乗務したのは、昭和六一年六月―九月までの三ヶ月間だけでした。学園に入った二十一名の中で、ただ一人国労を脱退した須藤幸子さんは、学園を卒業して職場に戻るなり、直方駅総務課配属となりました。

四、私達が貸切バスにガイドとして乗務したのは三ヶ月程でしたが、学園で習った事はもちろん、自分たちで集めた資料、知恵を出し合い考えた事は予想もしなかった力となり、お客様から指名をいただく程でした。一人当たり二〇〇万円費用がかかったガイド教育の技能を十分に発揮することなく、今度は企業人教育をするという理由で、昭和六一年九月直方自動車人材活用センターに入れられました。当時、直方自動車営業所の福森首席に、「人材活用センターとは、企業人教育として、何でも出来る人間に教育する場です」と言われました。人活センターの周囲の壁を透明のガラス張りにし、廊下を通る人達に中の様子が見える様になりました。今まで親しくしていた仲間が人活センターの中に入って来て話をしていると、すぐ管理者が飛んで来て、「出ていきなさい」と命令しました。そういう事が何回か続くと、もう誰も人活センターの中に入って来なくなりました。もちろん人活センターの中に入れられているのは国労の組合員だけでした。人活センターでの仕事は、バスの掃除、営業所内の清掃、時刻表の作成、バス停ポールの駅名入れやペンキぬり、定期バスの利用者の流動調査、中でも一番ガマン出来なかったのは、お客様から指名がくる私をはずして、アルバイトのガイドを使うことでした。それもアルバイトのガイドが乗るバスの準備、使った後の掃除を私がやらされる羽目になり、どうして私がこんなことをしなければならぬのか、どうしても納得出来ませんでした。それは私が国労組合員だったからでしょうか。

五、そして、昭和六二年二月一六日、所長室に於いて、「J.R採用者の中に貴女の名前がありませんでした」と言われました。採用基準を明確にしてくださいとの私の問に対して、答えは何も返ってきませんでした。

ガイド教育を受けた二十一名のうち、採用されたのは国労を脱退して動労に行った須藤さんだけです。残り二〇名は皆不採用でした。

こんな、国労差別の採用状況は、私たち女性組合員のなかでも顕著でした。(1) 旧国鉄門司管理局内における女性職員の採用差別の実態を表にすると、動労や全施労などの改革労協の所属組合員は、ほとんど全員採用でした。鉄産労の採用率も、国労に較べてはるかに高率です。そして、採用された国労組合員も、門司鉄道病院五五名のうち四五名以上が採用後国労を脱退したように、採用のときの条件だったと思われる。

また、採用された国労組合員は、看護婦などの専門職を除けば、売店とか、駐車場など本務に就いていません。

(2) 共働き夫婦及び寡婦の採用状況をみてみると、国労活動家であった夫を昭和六一年十一月に亡くした武富ヒロ子さんだけが不採用となっています。

他の共稼ぎ夫婦や寡婦の方は、全員国労以外の組合所属であったため全て採用されました。「国鉄改革の黒い影」として、私たち女性組合員の清算事業団での生活が報道されたものです。私が国鉄時代に所属していた九州自動車部直方自動車営業所における不当労働行為の実態です。

六、不採用を言い渡された日、家に帰ると当時五歳だった一番下の子に、「お母さんは何か悪いことをしたのか」と聞かれました。その子は今年高校二年生になりました。一〇年たった今、この子にきちんと説明が出来る事は、私が元の職場にもどる事です。

どうか一日も早くJRの不当労働行為責任を認める判決を下さるよう心からお願致します。

資料2 陳述書・杉山 均（昭和三十三年四月一五日生）

## はやく制服姿を子供達に見せたい

私は昭和五二年四月、高校卒業と同時に臨時雇用員として国鉄美深保線支区に雇用されました。その後、昭和五三年八月に軌道係として職員に採用になりました。

私が幼い頃、同じ国鉄職員だった父に線路保守用のモーターカーに乗せてもらって以来、父の制服姿に憧れ、その背中を見続けて来た私の「夢」がなかった時でした。

昭和五三年一〇月には、北見保線支区軌道係として転勤、翌年七月に当時の北見保線支区長や助役等の「試験に合格すれば早く親元に戻れる」という勧めがあり、専門知識が必要とされる技術係試験を受験しました。当時合格率が二〇人に一人とも三〇人に一人とも言われていた難関を一度で合格し、その年の十一月に音威子府保線支区中頓別検査班に軌道検査係として赴任、線路の検査を専門に従事しました。

昭和五六年十一月音威子府への転勤の話があり、親元へ少しでも近くなるという思いから快く承諾し、保線用機械のオペレーターを中心業務とする保線機械係として赴任しました。その後五年間、軌道検査係時代に培った専門知識を活かし、真冬の猛吹雪の中でも、零下三〇度を超える厳寒の時も安全輸送を守るために日夜を問わず職務に専念して来ました。

昭和六二年二月一六日、その当時私が配属されていた人材活用センターでも新会社への採用通知の伝達が行われました。普段は人材活用センターへ姿を見せない本務担当の上野助役が現れ、一人ひとりの前で採用・不採用の通告を行いました。人材活用センター三名の内、新会社への採用通知を手にしたのはたった一人でした。それも、人材活用センター発令後に唯一人国労を脱退したH氏だけが採用になりました。私は採用されなかった理由を上野助役に問い直しましたが、助役は「設立委員会から採用通知がなかった」「私にはわからない」と繰り返すだけでした。

私は国鉄に就職して、鉄道学園の教育課程で優等賞の表彰をいただき、難関といわれる係職試験も一度で合格しました。業務上の事故等も一度もなく、仕事では誰にも負けないという自信と誇りを持って鉄路を守り続けて来ました。私がなぜ新会社に採用されなかったのか全く見当が付きません。採用になったH氏と私にもし違いがあるとすれば、H氏は国労を脱退したことに對して、私は当時国労の分会青年部長という組合役員であったこと、それしか考えられません。

JRに不採用となり、清算事業団へ配属されてから三年後の平成二年四月、音威子府雇用対策支所を解雇された四八名で国労音威子府闘争団を結成しました。私もその一員として参加しています。私の住む音威子府村は、人口一三〇〇人の北海道でも一、二の小さな

村です。酪農中心の特に目立った産業のない村で、生活していくためには出稼ぎが必然であり、この間家族が離ればなれになっての生活を余儀なくされて来ました。

私は昭和五七年三月に結婚しました。妻の父親は元鉄道公安官の厳格な人で、私たちの結婚に際して、私の身元を元の同僚を通してこっそり調べていたようで、「お前なら娘を任せられる」と言って一人娘を任せてくれました。しかし、私も解雇後、東京への出稼ぎ等で家をあける事が多くなり、昨年は年間の三分の一になる一二〇日間家をあけました。毎月闘争団から一九万円の貸し付けを受け、年間で二三〇万足らずの切り詰めの生活の上に、長期間家をあける等、妻に苦勞を掛けている情けなさど私に娘を任せてくれた妻の両親に本当に申し訳ないと痛感しています。また、私には二人の息子がいますが、中学二年になった長男は夏は野球、冬はスキーと学校の部活動に必要な用具を買うために、自分でお金を貯めて買うと言いついて、新聞配達のアアルバイトを始めました。小学五年の次男は、JRに不採用になる直前に生まれたため、私が線路の上で仕事をしている姿を見たことがありません。そして私が国鉄に採用になった時何よりも一番喜んでくれた両親でしたが、父は三年前、母は六年前とこの一〇年の間に二人共亡くしました。私自身生まれて以来罰せられるような事は一つしていないのにJRに不採用にされ、その上理由も明らかにされない等全く納得出来ません。

国鉄採用を一番喜んでくれた両親の墓前に一日も早く良い報告をしたいと思っています。零下三〇度の凍てつく日も日の出前の暗闇の中を新聞配達に出て行く子供の気持ちやJRの制服姿を見ずに逝ってしまった両親の事を考えると本当に口惜しさがこみ上げて来ます。そして、父親の本当の仕事を見たことのない子供たちにJRの制服姿を一日も早く見せてやりたい。この私の心情を何卒ご理解下さいますようお願いいたします。裁判所の公正な判断を心から求めるものであります。

### 資料3 国労中央闘争委員会

## 和解勧告を教宣し、組織強化に奮闘を

本日(五月二十八日)、北海道・九州七県の採用差別事件の裁判が、東京地裁で行われた。本日で結審という山場にふさわしく、千人をこえる傍聴希望者が裁判所前につめかけた。この裁判では、まず「JRの使用者性(国鉄の不当労働行為の責任をJRが負う立場にあるのか否か)」を判断する」との方針によって、審理が進められてきた。

今日まで国労側の三人の証人によって、不当労働行為の実態、その救済の必然性について陳述してきたが、本日はその集大成として弁論が展開された。

まずJR会社(北海道、九州、西日本、貨物)側の代理人を代表して、西弁護士から意見陳述がなされた。その概要は従来の主張どおり、「国鉄とJRは別法人。よってJRにその適格性はない」というものである。

これに対し中労委の菅野和夫公益委員(東大法学部教授)が反論、「不当労働行為の責任は、労組法によってJRが負わなければならないことは明白」と喝破した。

その後、国労側から北海道を代表して杉山均さん、九州を代表して小松原登美子さんが、差別された実態、それを乗り越えて今日まで闘ってきたこと等を、切々と陳述した。

そして国労弁護団を代表して六人の代理人各々が詳細にわたり弁論を展開した。

約二時間にわたったの意見陳述が終了した後に、裁判長から「資料4」による「裁判所の意見」が発表された。これに対しJR側の西弁護士は「裁判長の意見は受け入れられない」と、その場で拒否した。しかし萩尾裁判長は、原告、被告双方に、六月末日までに

「意見」に対する回答をするよう求めて、閉廷を宣言した。  
 裁判終了後、本部は直ちに臨時中央闘争委員会を開催、弁護団ならびに国鉄闘争支援中央闘会議の中里議長、渡辺事務局長とも意見を交わし、「裁判所の意見」に対し意思統一を図り、「資料5」のコメントを発表した。

中央闘争委員会は裁判長が示した事実上の和解勧告を積極的に受けとめ、不当労働行為事件の全面解決を図り、健全かつ正常な労使関係を構築するために、全力をあげることを改めて表明するものである。各級機関役員は、本裁判の概要を全組合員に教宣し、組織の活性化と強化にむけて奮闘されたい。

#### 資料4 「和解の席」に着くことを要望（裁判所の意見）

本件紛争発生以来すでに十年の歳月を数え、その間の社会、経済情勢の著しい変化等に鑑みると、本件紛争について早期に抜本的な解決を図るべき時期にきていると考ええる。そして、その解決に当たるべき第一次の当事者は、被告中労委の解釈に従えば、原告JR各社ということになるが、法理上そのような解釈がとり得ないとすれば、旧国鉄、すなわち、これを継承した国鉄清算事業団ということになる。

そこで、当裁判所としては、この段階で、当事者双方及び補助参加人国労並びに国鉄清算事業団に対し、本件紛争の早期解決を目指して、和解の席に着かれるよう要望する。

#### 資料5 「裁判所の意見」に対する国労コメント

### 和解の席につくことを表明

本日、裁判所が示した意見について、国鉄労働組合としては次のように考える。

(一) 本件紛争発生以来十年の年月を考えると、われわれも本件紛争が早期に抜本的に解決することを求めており、本件紛争の実態と責任の所在について把握された裁判所が本日、和解の席に着くよう要望した意義を高く評価したい。

(二) 裁判所が和解の席に着くべき関係当事者としてJRはもとより、清算事業団を加えたことは、本件紛争を正しく解決するにあたってきわめて妥当であり、清算事業団II政府が本件紛争の解決に努力されるよう改めて強く希望する。

(三) われわれは裁判所の意見を受けとめ、ここに和解の席に着くことを表明し、JRに対して、これ以上裁判による紛争解決の遅延を図ることなく、和解の席に着くよう強く要望する。

#### 資料6 JR会社（北海道会社）のコメント

### 不当労働行為の責任なし、和解の余地なし

本日、東京地方裁判所において、当社が、中央労働委員会を被告として訴えていた、いわゆる「国労北海道不採用中労委命令取消請求事件」の口頭弁論が終結されました。平成六年一月の提訴以来、東京地裁の関係者の御尽力に心から感謝の意を表するものであります。

この不採用問題は、国鉄改革の基本フレームワークに関わる問題であり、当社をはじめとするJR各社は、かねてから国鉄改革法の解釈上、不当労働行為責任を負うべき立場にない旨を主張してきたところであり、裁判所が公正な判決を示されるものと確信していま

す。  
また、席上、裁判長から、本件について和解による解決についての御発言がありました  
が、上記のような本件の性格等にかんがみ、和解の余地がないところから、裁判所の御判  
断を得たい旨を明確にした次第であります。

資料7 中労委命令の理論構成（中労委の準備書面より）

J R の不当労働行為責任は労組法により明白

被告委員会は、右のような基本的立場に立って、承継法人の職員の採用過程における不  
当労働行為について原告会社らが責任の帰属主体となると判断したものであるが、これに  
至る論理過程を要約すれば次のとおりである。

すなわち、承継法人の職員の採用に関する手続きを定める改革法第二十三条によると、  
承継法人の設立委員等は、国鉄を通じ、その職員に対し、承継法人の職員の労働条件及  
び採用基準を提示して、募集を行い（第一項）、国鉄は、その職員の意思を確認し、承  
継法人の職員となる意思を表示した者の中から、採用基準に従って当該承継法人の採用  
候補者を選定し、採用候補者名簿を作成して、設立委員等に提出し（第二項）、採用候  
補者名簿に記載された国鉄職員のうち、設立委員等から採用する旨の通知を受けた者は、  
昭和六十二年三月三十一日に現に国鉄職員である限り、承継法人が成立した時に当該承  
継法人に採用される（第三項）こととされ、これら一連の規定を受けて、承継法人の職  
員の採用について設立委員がした行為及び設立委員に対してなされた行為は、それぞれ  
当該承継法人がした行為及び当該承継法人に対してなされた行為とする（第五項）

とされており、確かに、採用の仕組みと手続きが、国鉄、設立委員及び承継法人という三  
つの主体が登場するように定められている。

しかしながら、右第二十三条においては、設立委員が、「国鉄を通じ」、その職員に対し、  
職員の労働条件及び採用基準を提示して、職員の募集を行うこととされ、さらには、職員  
として採用する旨の通知は設立委員の名によってなされることとされている。このことは、  
改革法の定める採用の仕組みにおいても、職員の採用に関する最終的な権限と責任が設立  
委員にあることを示すものである。

このように改革法が承継法人の職員採用手続きに国鉄を関与させたのは、①承継法人は  
その発足に当たり鉄道輸送業務など国鉄の主要な業務を瞬時にわたっても中断することな  
く継続させることが要請されていたこと、②国鉄改革を緊急に行うべく、新事業体による  
業務の開始日が法定されていたこと、③本件承継法人の職員の募集の対象者は国鉄職員の  
みで、採用者を選定する資料は国鉄のみが有しており、設立委員自らが採用者の選定を行  
うことができない事情にあったこと、などによるものと解される。こうしたことから、被  
告委員会は本件命令において、改革法における承継法人の職員の採用に関する設立委員と  
国鉄との関係について、「本来設立委員のなすべき手続きの一部を国鉄に委ねたもの」で  
あるとし、国鉄の立場は設立委員の補助機関の地位にあったものと解したのである。そし  
て、この解釈は、昭和六十一年十一月二十五日の参議院の日本国有鉄道改革に関する特別  
委員会（以下「参議院特別委員会」という。）において、運輸大臣及び政府委員が、改革  
法に基づく採用事務に関する設立委員と国鉄との関係については、「国鉄は、設立委員の  
補助者の立場で、設立委員の定める採用基準に従い選定する。」「設立委員の示す採用基  
準に従って承継法人の職員の具体的な選定作業を行う国鉄当局の立場は、設立委員等の採  
用事務を補助するもので、法律上は準委任に近いものであるから、どちらかと言えば代行



と考えるべきではないか。」との趣旨の答弁を行っていることに照らしても、改革法の立法趣旨にも合致するものである。

被告委員会は、これらのことから、「国鉄が行った採用候補者の選定及び採用候補者名簿の作成の過程において、労働組合の所屬等による差別的取扱いと目される行為があり、設立委員がその採用候補者名簿に基づき採用予定者を決定して採用を通知した結果、それが不当労働行為に該当すると判断される場合、その責任は設立委員に帰属させることが法の趣旨に沿う」と判断したのである。

そして、設立委員と承継法人との関係について、改革法第二十三条第五項が、承継法人の職員の採用に関し設立委員のした行為は当該承継法人のした行為とする旨規定し、この規定は、承継法人の職員の採用に関する設立委員の行為につき、その効果とともに責任も承継法人に帰属させようとするものといえる。このことから、被告委員会は、「上記のように採用に関する最終的な権限を有する設立委員会が負うべき不当労働行為とされる行為の責任は、改革法第二十三条第五項により、採用に関する設立委員に係る行為の効果とともに承継法人に帰属すると解することが相当である。」と判断したものである。

## 五・二八東京地裁結審・和解提案と国鉄闘争

国鉄闘争支援兵庫県共闘会議 事務局次長 佐野 修吉

国鉄闘争には因縁めいた日があるようで、十二月二四日が中労委命令（北海道・大阪事件、九三年）と二〇二億和解（九四年）が同じ日になったが（注1）、今度は五月二八日に、あの中労委「解決案」提示（九三年）と今回の東京地裁結審・和解提案が重なった。

五月二八日当日、私も兵庫国鉄支援共闘の一員として、地裁傍聴券獲得のための行列やデモ行進に加わり、日比谷野音の集会、夜の厚生年金会館の集会にも参加した。

実は、日比谷野音の集会での報告で「地裁が和解を提案」と聞いて、一瞬胸が痛んだ。中労委「解決案」の再現か？という疑念であった。しかし、詳しく聞いていく内にそれは杞憂に過ぎないと思えるようになった。特に、夜の集会に参加して、その意は強くなった。翌日の帰路の車中で、この和解の位置づけ、今後の展開、課題について、私なりに討論に参加したい思いを強くした。

その結果、わずか数日で書き上げたもので、乱暴な筋立てになっていると自分でも思わざるをえない。しかし、国労の当事者ではないという、いささか無責任な立場を利用し、かつ、先走り、絵空事との誹りも甘んじて受ける決意もした上で、あえて討論の素材として発表させてもらうことにした次第である。

### 一、「九五年決戦説」とその後の経過

九四年十二月の「二〇二億和解」の評価について、私は「九五年決戦における緒戦の大勝利」と位置づける仮説をたて、本紙に寄稿した。今でもあの内容に基本的な間違いは無かったと思っているものの、事態は違った経過をたどることになった。

事実、JR総連の「二〇二億和解」の受けとめ方は、九五年二月一日に開催されたJR総連第一七回中央委員会で福原委員長が「今度の事態は、JR総連の新たな包囲網の舞台作りと我々は十分承知している」と挨拶し、私の分析と一致するものであった。

だが、全く予想もできないことだったが、阪神淡路大震災が九五年一月一七日に発生し、運輸省は復興に力を注がねばならなくなった。それに加えて、オウム真理教の地下鉄サリン事件が起こり、公安警察も釘付けになってしまった。それが、JR総連に防御と反撃の

時間を与えることになってしまった。

彼らがおこなった対策は、①「二〇二億和解」政治取引説を流布し、攻撃をたじろがせ、包囲網の分断を図ること、②J R東日本会社での労使一体・運命共同体体制を磐石のものにする、大きく見ればこの二つであった。

この間の動きは相当複雑で、私なりに具体的な分析をしてはいるが、ここでは紙面の関係で省略せざるをえない。ともかく結果として、J R総連はこの第一次包囲攻撃をしのごとに成功した。だが、確かにしのいだものの、J R東日本の労使関係の異常さは、運輸省、労働省、保守系も含めた国会議員からマスコミも含めて周知のこととなった。

また、「国鉄改革」十年を迎えて、結局債務が膨張したことなど、運輸省にとつてもなんとか解決に踏み込まざるをえないところに来た。労働省も「下手をすると労働委員会制度そのものが根幹から崩れかねない」という判断をするようになった。それが、橋本総理の九六年七月の「解決指示」だったのだ。

## 二、和解の潮時と判断能力

余談になることだが、私は九五年の年末から九六年の初めにかけて、九五年度末すなわち九六年三月にも決着（和解交渉開始）の可能性があると判断していた。そのことを佐賀・鳥栖闘争団でも発言したため、四月にはお詫びする一幕もあった。言い訳がましいことになるが、第三者から見れば、この争議は決着すべきところに来ていた。長い闘争で、双方とも傷ついてしまった上に、このままではいつまで続くか分からなくなった。J R各社は「国労がもう少しで闘争意欲を失う」ことを前提に長期戦に持ち込んだが、その可能性は遠のいた。会社にとつても、むしろマイナスの方が大きくなっていったからである。

亀井正夫元国鉄再建管理委員長の「国労と動労を解体しなければだめだ。戦後労働運動史の終焉を国鉄分割によってめざす（文芸春秋八五年九月号）」、中曾根元総理の「総評を崩壊させようと思つたからね。国労が崩壊すれば、総評も崩壊するということを明確に意識してやつたわけです（AERA九六・十二・一七）」という二つの発言に端的に示されるように、「国労を潰す」ことは彼ら：旧国鉄・J R各社のトップから職制まで：にとつては第一義にやらねばならないことだった。

いくらそれが第一義であつたとしても、通常感覚の経営者なら「もう潮時で、別の方法をとるべきだ」となるはずである。それは、J R西日本のとつては動きで証明されている。だが、J R各社のなかで抜きんでた力を持つJ R東日本は、非妥協・徹底抗戦の路線変更を許さなかつた。西日本、東海の両社は不満はあるものの、矢面に立っているわけでもなく、「それなら、どうぞ」と言い、「それもまたよし」としたわけである。

では、なぜJ R東日本は路線変更ができないのか。それは、松田社長以下同社の経営トップは、もはや自ら判断する能力を持っていないからである。日本の経営トップがいかにスキヤンダルに弱いものか野村証券事件は物語っているが、J R東日本のそれは、あんなものではない。では誰が実権をもっているのか。ここに記述するまでもない「周知の事実」である。（注2）

## 三、J R各社（東日本）の生命線

国鉄闘争は十年を越えてしまったが、ここまでJ R各社が強気を維持できたのは、改革法二三条によって守られているという、言わば「不敗神話」に支えられていたからである。別の言葉で表現すれば、改革法二三条を審理する東京地裁が、彼らの生命線（生死・存立に関する線・地域）であつた。

彼らは地労委で負けても、中労委で負けても、東京地裁へ行けば、改革法二三条で勝てる、撃退できると、ひたすら念じていた。ともかく、それまでに国労を潰せば絶対に負けないという戦略であった。だからこそ、九六年の「和解申し入れ」は結実しなかった。彼らは、あえて政・労・使交渉を蹴つても、東京地裁で勝てばよいと、ここに生命線を置いていた。「決戦回避」は当然の流れであった。

#### 四、生命線は突破される

北海道・九州不採用事件の中労委命令「行政訴訟」は、九四年から東京地裁民事十一部の遠藤裁判長の下で争われてきた。ところが、九六年五月三〇日の第九回弁論のときから、萩尾保繁裁判長に変わると、訴訟指揮の方向が変更され、「使用者責任論」にしほって判断し、「中間判決」を出すことになり、五月二八日にその最終弁論がおこなわれた。その内容は、国労が共闘でパンフになって再現されるだろうが、当日の夜の集会の報告でも、その迫力と論理は明らかに我が方の勝利である。最終弁論で中労委公益委員の菅野（すげの）東大教授が陳述をおこなったことは、極めて重要な意味をもっている。

まず第一に、異例中の異例なことに被告中労委の公益委員が出廷して意見陳述をおこなったことである。国労や共闘の運動の成果であるが、「労委制度の根幹を揺るがしかねない」という労働委員会側の強い危機意識の現れである。

第二に、菅野東大教授は、現在の日本労働法学会のトップリーダーと目されており、政府・法曹界にも強い影響力を持つ方である。第三に、中労委の意見陳述書の内容が、極めて精緻なもので、原告であるJR会社の主張を完膚なきまでに論破している。第四に、菅野東大教授が口頭での陳述の最後に「会社の主張は、採用者選定過程の不当労働行為責任について、改革法二三条二項を使用した巧みな責任遮断論である」と指摘した上で、「わが国の法律体系中の重要な法律である労働組合法に照らせば到底容認できるものではない」とまで発言していることである。

もはや、勝敗は決したと断言してよいだろう。東京地裁は、腰がくだけたJR会社の主張を採用することはできないだろう。JR各社の生命線は必ず突破されるだろう。

#### 五、「和解勧告」とJR各社の対応

最終弁論が終了すると、萩尾裁判長は和解を提案した。微妙な言い回しであるが、JR各社、中労委、国労に清算事業団を加えた和解提案であった。

JRの代理人である西弁護士は、即座に同法廷で「拒否」を通告したが、裁判長に「六月末までに改めて検討したうえで回答を」と諭される始末であった。

果して、JR各社は和解に応ずるのか。今までの動向から言えることは、JR九州は和解に応じてもいいと判断しているようだ。この裁判の直接の当事者ではないが、西日本、東海、四国も同様である。北海道、貨物は「東日本次第である」と、考えることも放棄したかのようである。問題はJR東日本である。西日本、東海は東日本を説得できるのか。私はできない可能性が高いと思う。なぜなら、その協議の場に出ているものは判断能力もないからである。

JR総連、東労組がウンと言わなければ決められないほどに、JR東日本の病状は深く進行している。事態はそのことをまざまざとクローズアップしてくれるだろう。（注3）

私は、JR東日本が和解を決意するためには、第二次包囲網が完成しなければならぬと思っている。しかし、マスコミの報道はまだ不十分であり、JR東日本に気兼ねしていない向きもある。このような状況で、一ヵ月程の期間で方針の変更はできないだろう。だか

ら、問題は六月末の期限切れである。このとき、J Rが和解に応ずればよい。だが拒否を貫いたとき、裁判所に引き続き和解の努力を求めるか、早期判決を求めるか、態度決定が迫られる。

裁判所はできれば判決を避けて、和解に持ち込みたいのが本音のようだ。だが、そう簡単に和解に持ち込めない代物と分析したからこそ、「中間判決」という「装置」がかつき出されたはずである。つまり、J R各社の退路を絶つた上で、和解に入らざるをえないようにする「仕掛け」が中間判決である。：私にはそうとは思えない。

東京地裁は中間判決をセツトした上で和解を提案した。その和解をJ Rに蹴られたとき、判決を出す以外に方途があるだろうか。「たなざらし」「棚上げ」にできるだろうか。「中間判決は出さずに審理を続ける」ことが可能だろうか。中間判決は出さざるをえまい。「J Rに使用者責任がある」との中間判決が出されたとしても、それはJ R各社に具体的に「何をどうすべきだ」というものではない。当然、判決後は命令の内容の審理に入ることになる。それでは、まだまだいたずらに時間が経過するという不安も出てくる。

しかし、この判決が出れば、マスコミの評価はハッキリし、J R各社の社会的責任を問うものになるだろう。第二次包囲網はより強化されるが、これでもまだ不十分である。J R東日本の労使関係は、それでも路線変更を許さないほど、異常である。

#### 六、「緊急命令」と和解の成立

我々が見落としてはならないことは、国鉄闘争は複雑多岐に渡っていることである。裁判闘争だけをとつてもそうである。幸いなことに、中間判決後に脚光を浴びるのは、東京地裁民事一九部で争われている横浜人活を初めとした「緊急命令事件」である。(絶対にそうなるように、今から工夫も必要。)

今までは、「民事十一部がどうあろうと、不採用の不当性が明々白々な横浜人活を初め、緊急命令は出せる」という主張に対して、民事一九部に「民事十一部の様子も見ないと」と、いなされていた感がある。しかし、使用者責任論に決着がついた以上、今や何も問題はない。緊急命令を勝ち取ることを最重要課題と位置づけた取り組みになる。

そうなると、再度「和解」が提案される。今度はJ R東日本を直接の当事者として。それでも、J R東日本がかたくなに和解を拒否するなら、緊急命令は出さざるをえないだろう。そうして、緊急命令が出れば、マスコミの論調は決定的になる。J R東日本のとり続ける態度の反社会性が明らかになる。J R東日本とJ R総連が社会の全てを敵に回す包囲網が完成する。

ここまで来れば、さすがのJ R東日本も和解に応じざるをえない。そして、和解の席には、さながら敗軍の将の様相をていして座ることになるであろう。このような、戦略的展開のなかに本和解を位置づけるべきである、というのが私の結論である。

#### 七、しかし、主戦場は職場である

「結論」としてしまつたが、私が今最も強調したいことは、それではない。本当に言いたいことは、「主戦場は職場である」「職場の攻防戦で敗北すれば元も子もない」ということである。

三万人もの組合員が、十年を越える長期闘争を闘つたことは、それだけでも前人未踏の大事業である。それだけに、国労の役員や活動家と接していると、「疲れているな」と思う。十年という歳月だけでない「古い」を感じることすらある。

そこで、役員・活動家の皆さんに提案したいことがある。

一度、自らの全身を（身も心も裸にして）鏡に映し出してみて欲しい。そこにある姿は、精も根も尽き果てて、生きながらえただけが精一杯の、ボロボロになった敗残兵なのか。それとも、傷痕は無数にあっても、また肉体的、精神的な疲労感には隠せないにせよ、この十数年間の激戦に次ぐ激戦を潜り抜いた歴戦の勇士なのか。

もし、敗残兵ならば、落ち延びて体と心をいたわってやらねばならない。直ちに投降して生き延びるのも、取るべき道のひとつである。だが、ほとんどの方が、後者であろう。

だとすれば、体調を整え、鋭気を養い、ついに到達した「敵の生命線」を打ち破る闘いに、全力で結集しなければならぬ。主戦場は、和解の場ではない。和解の行く末や、和解のテーブルを固唾を飲んで見守る愚をおかしてはならない。主戦場は戦場である。戦場にしつかりとした国労組織を確立し、活き活きと活動し、国労組合員を増やすことである。いまや、J.Rの戦場は、社名の違いに関係なく、すべての戦場が砂漠と化している。安全無視と労働強化は歯止めを失っている。安心して働ける戦場を取り戻すためには、国労に結集して闘うしかないと確認していただきたい。

この取り組みにエネルギーを与えるのが、情勢認識である。国鉄闘争は大詰めを迎えたこと。それも「敵の生命線」に到達し、それが破られるのは必定であること。

何度も「山場」と言われた。会社の強気は崩れそうにない。そういう疑念も強いだろう。だからこそ、しっかりと確認できるまで、徹底した討論をおこなってほしい。そして、行動に移していただきたい。これが、私の言いたいことであり、願いである。

（注1）実は、九三年十二月二四日には、兵庫県にあるJ.R西日本鷹取工場で、脱退を迫られた国労組合員が勤務時間中に工場内で自ら命を絶つという悲惨な事件も起きた。この問題は、兵庫地労委で不当労働行為事件として争われ、この五月六日付けで、勝利命令をかちとったばかりである。

（注2）①住田J.R東日本会長は、四月十一日、新潟県の新津工場で「現在の労使協調体制が崩れると昔の国鉄に戻ってしまう」と講演した。②五月七日、J.R東労組新潟地本の松崎副委員長の実母の葬儀に、本社の常務、課長から支社長初め千名を超えるJ.R関係者がつめかけた。（内部告発文書による）

（注3）J.R東労組本部「組織部報」（No二九、五月二九日）のミダシでは「和解勧告にとびつく国労幹部、『公正な判決』に向けて断固闘つたらどうだ!」と表現。「われわれは絶対に『ゴネ得』『やり得』は許さない。」と強調。

## 『戦後憲法体制の危機と岩井章さん』

闘う労働運動に生涯をささげた岩井さんを追悼する関西集会

日時 六月二六日（木）午後六時開場 六時三〇分開会

会場 大阪市立北区民センター（J.R環状線天満駅下車すぐ）

内容 岩井さんを偲ぶ―各界からの発言

講演「岩井章さんと現代」（講師 坂牛哲郎さん）スライド上映、合唱

参加費 五〇〇円

主催 集会実行委員会（連絡先 福井労働行政事務所 電話〇六一四二二―三五五〇）

## 橋本行革「財政方針」の問題点

### 財政構造改革の推進方向

橋本内閣は財政再建の名目で、本格的に福祉・医療・年金・農業・教育・生活関係公共事業などの予算を大幅に削る方針を明らかにした。政府・与党の財政構造改革会議が六月三日の総会で決定したのだが、与党ということで村山社民党首相もこれに参加している。これは歳出分野ごとの数値目標を盛り込んだ歳出削減策である。橋本政府はこれを同日すでに閣議決定したが、国会には「財政改革法案」(仮称)として秋の臨時国会に提出するといっている。そのポイントは次のとおりである。(一)内は九七年度予算額。

- ・ 社会保障費は九八年度の自然増の必要額約八千億円を三千億円に圧縮(一四兆五五〇〇億円)
- ・ 公共事業費は九八年度七%減、三年間で十五%減(九兆七四〇〇億円)
- ・ ODAは九八年度九%程度減。中間目標は廃止(一兆一七〇〇億円)
- ・ 防衛費は九八年度から二〇〇〇年度まで伸びゼロ。中期防を九二〇〇億円削減(四兆九四〇〇億円)
- ・ ウルグアイ・ラウンド農業対策費は二年延長。(総事業費・六兆円超)
- ・ 文教費の私学助成は九八年度以降伸びマイナス。科学技術振興費は例外的に増加を容認(六兆三四〇〇億円)
- ・ 中小企業対策費(一八〇〇億円) エネルギー対策費も九八年度以降伸びマイナス(六八〇〇億円)

この歳出削減方針は、財界の意向にもとづいて、大蔵省でまとめたもので、勤労国民の生活と幸せは切り捨てての考え方であり、政治反動勢力であるオール保守体制の悪業がよいよ表面化するということだ。問題点をあげてみよう。

- ① 高齢者人口の増加を無視したもので、自然増加分費用が最低でも八千億円以上必要なのにそのうちから五千億円を削減しようとしている。
- ② 薬価基準制度を廃止することで、薬品を自由競争販売にする。安くするといっているが質の低下と患者への一層の薬づけが想定される。
- ③ 医療費の個人負担が大幅に増額する。高齢者で負担能力のない者は医療は受けられないことになる。
- ④ 年金は支給額も支給開始年も後退する。高齢者の収入が細かく調べられる(一定の収入のある人はその分削られる)。
- ⑤ 六十五歳以上は失業保険の給付をやめる。
- ⑥ 今後の公共事業は、生活関連施設、環境(ことに下水道)、通勤・通学道路、交通安全施設などに重点をおき、新幹線、港湾、大規模のトンネル、橋梁などは当分中止すべきだが大企業の建設業からの献金と圧力で一律抑制の方式をとり、中小企業を排除しながら実質的には大建設業の事業は減少させないようにするであろう。
- ⑦ 教育関係では、エリート教育と企業ですぐに役立つ大学と高校教育に切り替える。研究部門と大企業とのユチャクは益々拡大されよう。小中学校の教職員定数を増やさずに整理統合を促進する方向。私学助成も大幅な抑制を行う。
- ⑧ さらに大きな財政上の課題は、防衛費をどうするか、である。防衛費については、アメリカと兵器産業との関係で総枠は削減しない方向になっている。国民をだますために、「中期

防衛力整備計画（中期防）の五カ年間（九六年―二〇〇〇年）に九二〇〇億円だけ削るといふのである。ところが防衛費は九七年度は四兆九四〇〇億円である。今年度と同じ額を五カ年の予算とすれば五カ年で二五兆一千五百億円であり、新しい中期防の計画予算は二四兆七千億円であるから、単純計算でも四千五百億円だけ削ればよいことになる。したがって今年度予算と同額にすれば（予算編成段階で、いろいろと理屈をつけて現状維持を貫くだろう）事実上軍縮にはならない。しかも沖繩の米軍基地移転費は別枠だといふのである。今後米軍関係の費用は増大の一途である。その他にも安保条約に関する費用と結果的には防衛予算となるものが各官庁にある。橋本政府のインチャキ性はここに現れている。

⑨旧国鉄の今の清算事業団のかかえる債務を先頭とするいわゆる「隠れ借金」は四五兆円になるといふ。これはどうするのか。

例えば旧国鉄分は二八兆円である。これを少しづつ元本も返済してゆくにしても毎年九千億円以上歳出ししなければならない。明年度全予算から削るお金がわずかに二千億円であるといふのだから気が遠くなるような話である。

公共事業についても抜本的再検討しなければならない。財投や特別会計を含め、他自治体を合わせると約五十兆円になっている。大土建業へのサービス、不要工事も多い。現に橋本首相は六月五日に開かれた全国建設業協会との懇談会で、東京都議会と参院選への協力を要請したうえで（その手前）「どんなに厳しい中でも社会資本の整備を進めなければならない」と公共事業を推進することを公約している（日経新聞による）。さらに、山崎拓自民党政調会長は、「秋の補正予算」でいろいろと約束をしている。これでは財政再建は進まない。

#### 日米防衛指針の検討項目

今年秋に予定されている、日米防衛協力のための指針（ガイドライン）は中間報告として八日に公表される。

その内容は、日経新聞によれば次のようになる。

- ・ 日本周辺有事の際には人道的活動、搜索・救難、経済制裁の実効性確保、非戦闘員退避活動、米軍への後方地域支援、自衛隊の運用などで日米が協力する
- ・ 自衛隊による機雷除去や警戒監視活動、経済制裁での臨検、物資の補給・輸送支援などを検討し、物資の補給は武器・弾薬を除く
- ・ 米軍への後方地域支援は戦闘地域と一線を画した日本周辺の公海やその上空での活動も想定し、政府・自治体のほか民間の能力も活用する
- ・ 今回の見直しは立法、予算、行政上の措置を義務づけけないが、両国がそれぞれの判断で具体的施策に反映することを期待する。

・ 新指針策定後は日米の共同作戦計画、相互協力計画の検討を進める

六月八日にハワイで開く日米防衛協力小委員会（SDC）で中間報告の内容を正式に決定するわけだが、今までより一歩も二歩も踏み込んだ内容でいよいよ自衛隊の海外派兵が事実上これによって実現される段階に入ったといえる。

このガイドラインは、日米安保条約を極東から太平洋全域に拡大するためのものである。ガイドラインは、一応米軍に対する後方支援の範囲を「戦闘地域と一線を画した日本周辺の公海とその上空」といわれているが拡大解釈は当然行われよう。

これに対して新進党は国会での審議を要求して、もっと海外派兵に有効なものにしようとしている。社民党は与党の立場から、自民・さきがけと共にアメリカに行き、アメリカ政府の考え方を聞くことになったという。箆絡（ろうらく）されて帰ることになる。社民党はいよいよ安保賛成、安保合憲の自民党を補完する党となる。

（政権研究班）

## ◇ 読者からのおたより ◇

新社会と統一できるように 私こと、社民党に復党することにしました。新社会党とまた統一できるよう、おかれた立場の中でがんばっていきたい。  
(北海道・S)

編集部より つい先日、北海道を旅しました。新社会、社民党、民主党、さらにどこにも参加しない友人たちと話をしました。さらにはしばらく勉強したいという仲間とも。みんな「なんとかしなくては」と考えていらつしやる。Sさん、「反独占・反自民(旧自民勢力をも含む)でがんばりましょう」。

憲法集会の一駒 五月三日、横浜で開かれた憲法の集会に、妻と共に参加しました。地球規模で、環境が崩壊しているのに止めようとしない支配権力。生活と基地の問題、飛行機の轟音のために子供が交通事故で死んだ話。日本の食料は、量的には確保されているが、質的には汚染され、人間の生命を蝕む危険を見ようとしなない政府。働く者の命を無視している支配権力の実態と論議。『国家の本質は、被支配者の権利を踏みにじるための組織なのか建前は別にして』との、質問用紙を出したら、質問の一番最初に取り上げられ、答えたのは一橋大学の山内敏弘さん。一緒に聞いていた妻が『話しているだけで、答になつてないね』と。  
(神奈川・K)

編集部より 憲法学者のみなさんには一番活躍していただかなければならぬ時ですのに。憲法学者を非国民扱いする風潮が「読売」を中心につくられようとしているだけによけいそうなのです。

支援をひろめるために 東京オルグ時、ご紹介をいただき本当にありがとうございました。五月十六日に早速訪問をしました。直接、委員長にお会いすることは出来ませんでした。なかなか、新規のところへオルグにまわりきれず、前回訪問したところへ行くのがやっとという状況の中、ご紹介をいただけただけなこと、大変嬉しく思います。少しでも多くの人に京コン闘争を知ってもらい、また物販等のご協力をいただけたら幸いです。今回、私自身、あまり体調がよくなって、思うように動けませんでしたが、何とか一週間の東京オルグを終え、十七日に京都に戻って来ました。十九日には支援する会の総会を行い、また各自、全国オルグに出ます。私もまた二十日から近畿圏(大阪・和歌山など)のオルグをし、六月にまた東京、千葉などのオルグに入る予定にしています。(京コン労組・谷口永里子)

編集部より おたよりありがとう。身体に気をつけさらにがんばって。  
もっとやさしく 漢字の多い昔の論文調記事。やさしくご努力ねがいたい。(兵庫・N)

編集部より ご意見多謝、私もそう感じておりました。現在、紙面の刷新中です。  
神戸市長選 今秋おこなわれる神戸市長選は神戸空港建設、すなわち開発優先、住民無視行政を問う選挙にしなければなりません。一刻も早い先導的な候補者擁立を新社会党兵庫県本部に要望したい。もちろん革新共同候補です。  
(神戸・U)

編集部より 編集部からも兵庫の友人に伝えます。

カンパです 購読料お送りします。残額は少額ですがカンパです。(山形市・Y)

編集部より 心のこもったカンパありがとう。大切にに使わせていただきます。  
待ちどおしい 日々、お疲れさま。闘いの武器としての情報を楽しみにしています。お互いに身体を大切にしましょう。  
(浦和・U)

編集部より お身体いかが。先日お会いした時、お元気そうだったので安心。